

1. 令和4年度予算案における公定価格の対応等について

(1) 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」について

(関連資料1参照)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施することとしており、令和4年2月から9月の間は、令和3年度補正予算の「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」(内閣府予算計上、補助率:国10/10)により、賃金改善を行うために必要な費用の補助を実施している。

本事業については、本省繰越手続を実施し、令和4年度も事業を実施する予定としており、令和4年度に、令和3年度分の経費も併せて申請を行うことを可能としているが、この場合であっても、施設・事業所においては、令和4年2月・3月分の賃金改善額について令和3年度内に支払っている必要があることに留意いただきたい。

なお、市町村において、施設・事業所が3月までに処遇改善の取組を実施したにもかかわらず、市町村で定めた期限までに申請がないことを理由として、補助の対象外とすることは適当ではないため併せて留意いただきたい。

今般の処遇改善は、公立の施設・事業所も対象としており、公立の保育所等について、昨年12月の総務省公務員部から出された通知や、2月17日付け事務連絡で示している自治体の取組事例も参考に、積極的な実施について検討をお願いします。

また、補助要件として、令和4年2月分から賃金改善を行うことが必要であり、令和3年度分の賃金の改善を行わず、令和4年度の賃金のみ改善を行う場合に、補助の対象外となることについては、公私を問わず共通であることに留意いただきたい。

令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定(期末手当▲0.15月分)については、令和4年6月期の期末手当において調整することとされたことを踏まえ、令和4年4月分の公定価格(令和4年度の単価表)から反映予定(令和4年度当初予算案に反映)としている。

一方で、本事業において、令和4年4月から9月の間、国家公務員給与改定に伴う令和4年度公定価格の減額分(人件費▲0.9%)に対応する金額を、3%程度(月額9,000円)の処遇改善に上乗せして補助することとしている。

については、市町村におかれては、保育所等における職員の賃金の引上げが令和4年2月分から実施され、令和4年4月以降の国家公務員給与改定に伴う令和4年度公定価格の減額分に対応できるよう、必要な予算の確保や補助要件の適否を含む事業実施に向けた施設・事業所への周知・助言・指導、円滑な補助金交付事務等に引き続き協力をお願いする。

都道府県におかれても、市町村への周知・助言や、円滑な補助金交付事務のとりまとめ等に引き続き協力をお願いする。

令和4年10月以降については、公定価格の見直しにより、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を講じることとしているため、了知願いたい。

また、公的価格に関する今後の処遇改善の基本的考え方、処遇改善の方向性について、全世代型社会保障構築会議の下に設置された公的価格評価検討委員会において議論が行われ、昨年12月に中間整理が取りまとめられており、それぞれの分野における費用の見える化やデジタル等の活用に向けた課題等について検討し、今年の夏までに方向性を整理することとされている。

（2）令和4年度における私立保育所の運営に要する費用の内訳について（関連資料2参照）

私立保育所の委託費については、公定価格の改定にあわせて、「私立保育所の運営に要する費用について」（内閣府・厚生労働省連名通知）により内訳を示すとともに、積算上の職種ごとの給与格付けやそれに基づいて算出した年額人件費を参考として示している。人件費については、地域区分ごとに積算上の人件費が異なることを踏まえ、全国平均額の年額人件費に加え、地域区分ごとの金額についても本連名通知において示すこととしている。

なお、この年額人件費については積算上の金額であり、通知で示す予算積算上の人件費と実際の人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないことや、通知に示す人件費を理由に実際の給与水準を低下させることは不適切であることに留意し、適正に対応いただきたい。

（3）処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の必須化時期の取扱いについて（関連資料3参照）

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善の対象職員については、一定の研修を

修了していることが要件の一つとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わないこととするとともに、研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとした。

具体的には、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とし、副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、令和6年度以降、毎年度1分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げることとしている。

これを踏まえ、「処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施体制の確保等について」（令和3年9月2日付け事務連絡）により、研修実施体制の確保等に向けて留意事項を示しているので、研修修了状況等の確認による研修必要量の把握を行うとともに、研修必要量を見込んだ上でeラーニング等の実施を含めた研修実施体制の整備や要件を満たした研修実施主体の認定について、引き続き、積極的に取り組んでいただきたい。

（4）新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の人件費の取扱いについて（関連資料4参照）

公定価格では、新型コロナウイルス感染症に対応するために臨時休園や登園自粛を行う保育所等について、利用児童が登園していない、職員が休んでいるなどの状況に関わらず、保育所等における教育・保育の体制が維持されるよう、各種の加算や減算も含めて通常どおりの支給を行い、保育所等の収入を保証することとしている。

一方で、保育士等の賃金が減額されている事例があるとの報道等がなされたことを踏まえ、臨時休園や登園自粛を行う際に求められる人件費の取扱い等について、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」（令和2年6月17日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省連名通知）により示しているところである。

臨時休業等に伴う人件費の取扱いについては、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められるとともに、常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは適切ではないと考えている。

については、都道府県等におかれては、施設及び事業者に対し、児童福祉法に基づく施設監査の適正な実施についてお願いしたい。

2. 児童手当制度について

(1) 制度改正の趣旨について（関連資料5参照）

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることのできる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講じたところ。

併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止できるよう、児童手当法施行規則の改正を行ったので了解願いたい。

(2) 特例給付の対象者に係る所得上限の創設について

（関連資料6参照）

児童手当法に基づく特例給付の対象者のうち、所得の額が一定額以上の者（主たる生計維持者の年収が1,200万円相当以上の者（扶養親族等が3人の場合））について本年10月支給分（6～9月分）から支給対象外とすることとし、所得の上限額については、政令で定めた。

本改正に伴う政令・府令改正や関連通知等については、昨年9月1日付けで、各自治体に通知しているので、詳細はご覧いただきたい。

また、児童手当法等の改正に伴う各自治体のシステム改修等については、国が全額補助しており、令和4年度も活用いただきたい。

(3) 児童手当等の受給者の現況届の一律の提出義務の見直しについて（関連資料7参照）

児童手当の現況届については、毎年提出を求めていたが、自治体における情報連携の進展を踏まえ、本年6月より、届出義務を原則廃止することとし、今後、受給者の現況については、住基情報、税情報を庁内連携・他自治体との情報連携により確認することになるが、本運用の詳細については、整理して事務連絡等により既に周知しているので、詳細はご覧いただきたい。

また、住登外DV案件や無戸籍児童等、公簿等のみでは現況を確認するこ

とが出来ない一部の受給者については、現況届について継続して提出を求めることとし、さらに、各自治体の判断により、引き続き全員から届出を求めることも可能としているので、ご検討いただきたい。

(4) その他の制度見直しについて（関連資料8参照）

前記（2）及び（3）に記載のある制度改正に併せて、受給者に係る自治体への提出資料の省略等を実施し、受給者が児童手当を受ける際の手続きの煩雑さと自治体事務の負担軽減を図ったところであり、実施いただきたい。

また、子育て世帯の多様化に伴う児童手当制度への新たなニーズに対応するため、児童手当の詳細な運用について見直しを行うことで、顕在化していた課題について対応したものであり、実施いただきたい。

① 公務員の異動、退職等に伴い児童手当の申請等が必要となる場合における周知徹底について（関連資料9参照）

児童手当受給者が退職等により公務員でなくなる場合や、異動により所属庁が変更となる場合には、異動前の所属庁において、異動日（退職日）の翌日から起算して15日以内に異動先の所属庁や住所地の市町村へ申請する必要がある旨を、改めて該当職員等に周知いただくようお願いしたい。

なお、別添の退職等する受給者へ配付する文書例を関連資料9に示しているので、適宜ご活用いただきたい。

また、市町村から児童手当を支給している者を公務員として採用する場合には、住所地の市町村への受給事由消滅届の提出を促すとともに、職員の認定について、適宜所属庁から市町村へ連絡いただく等の対応をお願いしたい。

② 同居優先・DV事例等における児童手当関係事務処理について

（関連資料10参照）

本事務処理に関しては、自治体及び受給者からの問い合わせが増加傾向にあるため、令和3年2月26日付事務連絡「児童手当における同居優先事例及びDV事例に係る事務処理について（再周知）」を発出し、関係する「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日雇児発第0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（平成24年3月31日雇児発第0331第4号厚生労働省雇用均等・

児童家庭局長通知)の趣旨及び内容について、改めて了知願いたい。

当該事務連絡において、明らかに現受給者である配偶者が児童を監護せず、または配偶者と申請者及び児童との生計が同一ではないと判断することができる事例として、従前示している母子生活支援施設に入所している場合の他、婦人保護施設等に母子ともに入所している場合や、接近禁止命令の場合などを具体的な事例として追加するとともに、国民健康保険の扶養の有無に関わらず、個別具体的な状況により同様の状況と各自治体が判断することが可能である旨を改めて周知したので、適正な事務処理に努めていただくようお願いしたい。

また、児童手当を支給する市町村の変更にあたっては、避難先の市町村を明らかにすることなく都道府県が元の市町村に連絡するという取扱いの徹底を地方自治体に求め、児童手当の受給手続に伴って、DV被害者の居所等に係る情報が配偶者に知られることのないような対応をお願いしたい。

3. 企業主導型保育事業における地方自治体との連携について (関連資料11参照)

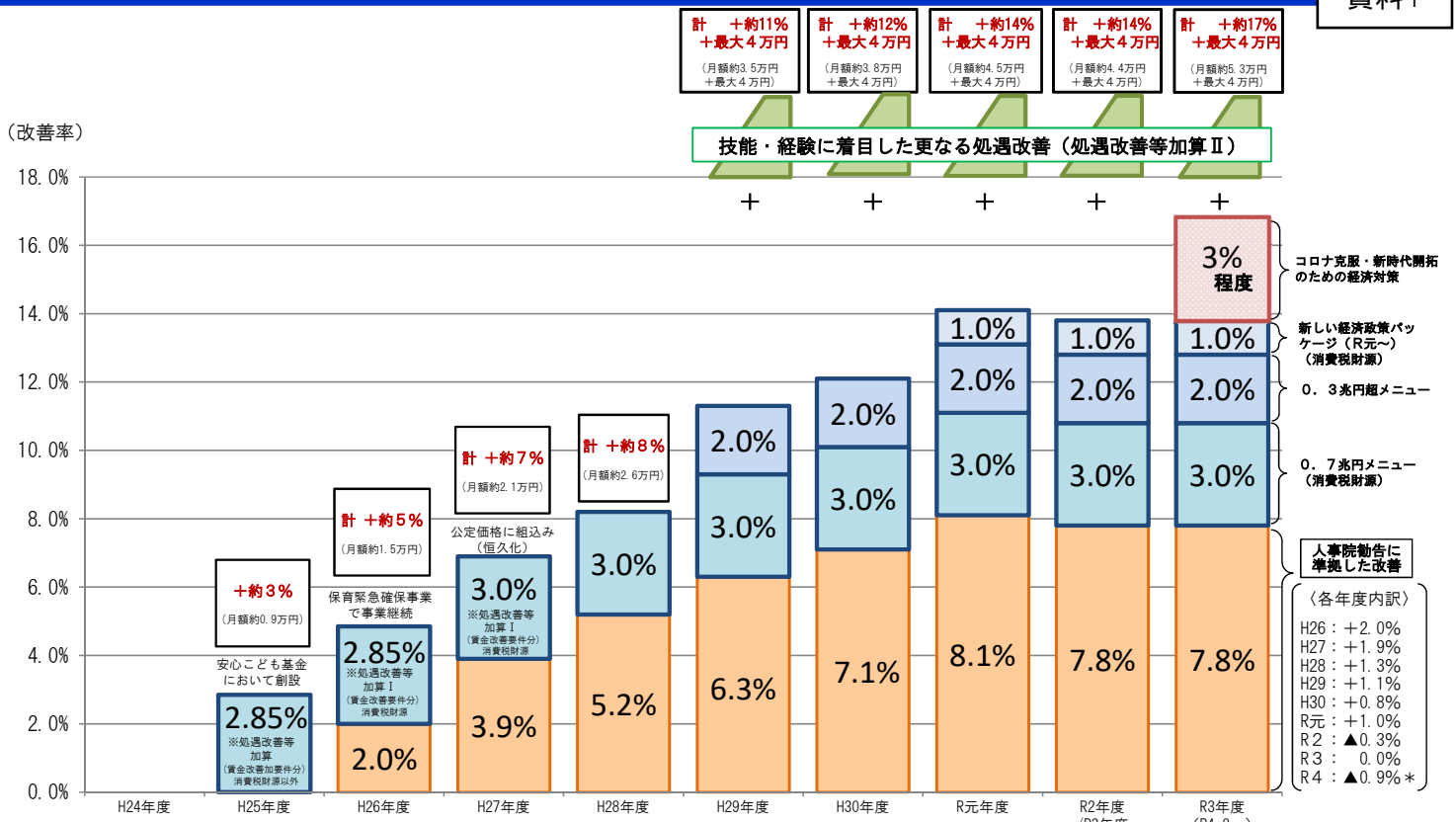
企業主導型保育事業(2016(平成28)年度創設)においては、適正な保育環境及び施設運営の確保等のため、全施設を対象とする年1回の立入調査を始め、財務面・労務面に特化した専門的監査、保育内容等に関する助言・指導を行う巡回指導等を行っている。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、令和2年度からは遠隔調査への切替えを行いながら実施している。

本事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)が指導・監査を行うにあたっては、以下について一層の連携・協力をお願いしたい。

1. 指導・監査等の実施計画の共有及び実施日程の調整
2. 都道府県等と協会が合同で指導・監査等を行う必要が生じた場合の協力
3. 指導・監査等の結果の共有
4. 改善が見られない施設への対応(各都道府県等でも立入調査を実施するなど必要な対応の実施)

なお、令和3年度の新規募集の結果、子育て安心プラン等で掲げた定員

11万人分の受け皿整備を概ね達成する見込みとなり、令和4年度は新規募集を行わない。



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」については、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。10月以降は「賃金改善分」については公定価格を見直し (恒久化)
 (*) 令和4年度においては、人事院勧告に準拠した公定価格の減額分 (▲0.9%) については、9月までは令和3年度補正予算により3%程度の処遇改善に上乗せ補助。10月以降は令和4年人事院勧告を踏まえて対応する予定

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策 (令和3年11月19日閣議決定) (抜粋)

第3章 取り組む施策

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略 ~安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化~

(2) 公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度 (月額9,000円) 引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒して実施する。

48 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善

令和3年度補正予算：781億円 ※いずれも内閣府予算計上

令和4年度予算案：1兆4,918億円の内数

1. 事業概要

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

※1 令和3年度補正予算により、令和4年2月から9月の間、公定価格とは別の補助金（国10/10）で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、公定価格の見直し（注）により同様の措置を講じる（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）。

（注）公立の保育所・幼稚園・認定こども園については地方交付税措置を予定。

※2 上記とは別に、補正予算において、令和4年4月から9月の間、国家公務員給与と規定に伴う令和4年度公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する金額を上乗せして補助。令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定。

2. 対象者

保育所や幼稚園等に勤務する職員

※1 役員を兼務する施設長を除く。

※2 補助額については公定価格上の配置基準（調理員や事務職員等の保育士・幼稚園教諭以外の職種も含む。）に基づいて算定するが、施設が独自に加配している職員も含めて一定の賃金改善が可能となるよう、実際の賃金改善に当たっては施設の判断で柔軟な配分が可能。

3. 実施要件

①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること

※1 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。

※2 令和4年4月分以降は、国家公務員給与と規定により見込まれる公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する補助を行うことを踏まえ、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

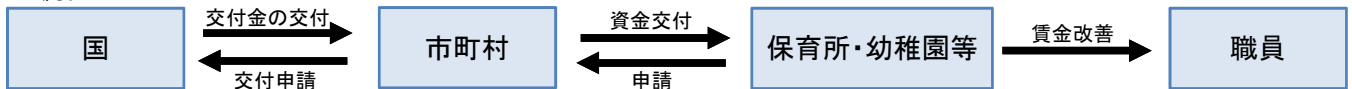
4. 対象施設・事業所

・特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

※公立の施設・事業所を含む。

・特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

<資金の流れ>



「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等の実施及び交付申請において御留意いただきたい点について」抜粋

（令和4年2月17日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）

1. 交付金の交付申請に当たって特に御留意頂きたい点

- 市町村の国に対する交付金の交付申請に当たっては、施設・事業所の実施見込みを基に概算による交付申請を行うことも可能であることから、可能な限り、第2回交付決定に間に合うよう交付申請を行っていただきたいこと。
- 都道府県（市町村の交付申請の取りまとめ）から国への第2回交付決定に関する交付申請書の提出期限については令和4年2月21日（月）としているが、可能な範囲で柔軟な対応を行うこととしているので、期限までの提出が困難な場合には必ず個別に相談いただきたいこと。
- また、止むを得ず第2回交付決定に交付申請が間に合わなかった場合であっても、令和4年度に、令和3年度分の経費も併せて申請を行うことが可能であること。
ただし、この場合であっても、施設・事業所においては、令和4年2月・3月分の賃金改善額について令和3年度内に支払っている必要があることにくれぐれも留意いただきたいこと。
- なお、市町村において、施設・事業所が3月までに処遇改善の取組を実施したにもかかわらず、市町村で定めた期限までに申請がないことを理由として、補助の対象外とすることは適当ではないこと。

2. 公設公営の施設・事業所における賃金改善について

- 今般の処遇改善では、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化の対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げるといふ趣旨を踏まえ、公立の施設・事業所も対象としていること。
- 地方公務員である公設公営の施設・事業所の職員について、昨年12月の総務省公務員部の通知（別添1）や、今回示している自治体の取組事例（別添2）も参考に、積極的な実施についてご検討いただきたいこと。

※ 別添1・別添2 添付省略

3. 賃金改善の開始時期について

- 今般の処遇改善では、令和4年2月分から賃金改善を行うことが必要であり、令和3年度分の賃金の改善を行わず、令和4年度の賃金のみ改善を行う場合に、補助の対象外となることについては公私を問わず共通であることにくれぐれも留意いただきたいこと。

令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改定について

(公定価格の算定方法)

公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

【参考】令和3年人事院勧告の内容

- ①月例給は据え置き
- ②期末手当の引下げ(▲0.15月分)

(国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い)

- ・令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、令和4年6月期の期末手当において調整することとされたことを踏まえ、令和4年4月分の公定価格(令和4年度の単価表)から反映予定(令和4年度当初予算案に反映)。

※予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費 ▲0.9%程度

※令和3年度の公定価格の減額改定は行わない

(令和3年度補正予算における対応)

- ・令和3年度補正予算において、令和4年4月から9月の間、国家公務員給与改定に伴う令和4年度公定価格の減額分(人件費▲0.9%)に対応する金額を、3%程度(月額9,000円)の処遇改善に上乗せして補助。
- ・令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定。

公的価格評価検討委員会 中間整理 概要

今般の経済対策における措置も踏まえた上で、公的価格に関する今後の処遇改善の基本的考え方、処遇改善の方向性について、**中間整理を行ったもの。**

1. はじめに・・・今回の検討の経緯について整理
2. 公的価格の制度について・・・報酬・価格の決まり方や、既存の処遇改善の仕組み、費用負担、各職種の賃金の現状について整理
3. 経済対策における措置・・・当該措置について評価しつつ、現場に着実に行き渡るよう必要な対応を進めること等を指摘

【4(1) 処遇改善の基本的考え方】

- ・新しい資本主義において、人への分配は、「コスト」ではなく、未来への「投資」。官と民が共に役割を果たすことで、成長の果実をしっかりと分配し、消費を喚起することで、次の成長にもつなげる。これこそが、持続可能な経済、そして、成長と分配の好循環による新しい資本主義を実現するための要。
- ・新たな資本主義を実現するためには、今後も、看護、介護、保育、幼児教育などの分野において、その仕事に見合った適切な処遇が行われるよう、収入の引上げが持続的に行われる環境整備が必要。

【4(2) 処遇改善の方向性】

介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭

- ・処遇改善の最終的な目標は、職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されていること。
- ・その際、他産業との乖離や有効求人倍率、他の職種との比較や各職種間の均衡、仕事の内容、労働時間、経験年数、勤続年数なども考慮すべき。
- ・今後、医療・福祉分野のマンパワーのニーズが大きく増加すると見込まれることも踏まえ、特に2020年代にこうした取組に注力すべき。
- ・経験年数や勤続年数に応じた処遇改善の取組は、職場への定着や経験・技能の高度化等につながる。
- ・経験・技能のある職員に重点化した処遇改善の在り方について検討し、次なる目標として、経験・技能のある職員について、仕事の内容と比して適正な水準であるかという点も考慮しつつ、他産業(適切な他産業がなければ全産業平均)と遜色ない水準とすることを目指すべき。

看護職員

- ・従前より全産業平均を上回る賃金水準である看護師については、今般の経済対策を踏まえ、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員について、収入を3%程度引き上げていくべき。
- ・管理的立場にある看護師の賃金が相対的に低いこと、民間の医療機関であっても国家公務員の医療職の俸給表を参考としている場合が多いことも指摘されており、今回の措置の結果も踏まえつつ、すべての職場におけるキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき。
- ・あわせて、経験・技術に応じた処遇ルールの明確化(賃金体系の整備)やタスクシフト・タスクシェアによる業務の高度化・効率化、各職種の養成課程のあり方等の勤務環境の改善についても検討すべき。

- ・今後の処遇改善を行うに当たっては、これまでの措置の実効性を検証するとともに、これまでの措置で明らかになった課題や対象外となった職種も含め、検証を行うべき。
- ・こうした処遇改善を行うに当たっては、全てを国民の負担に回すのではなく、既存予算の見直しや高齢化に伴って増加する医療・介護費の中での分配のあり方などを含め、幅広く検討を行うべき。
- ・本委員会は、処遇改善に向けた政策手法を実現する観点から、それぞれの分野における費用の見える化やデジタル等の活用に向けた課題等について検討し、来夏までに方向性を整理する。

令和4年度 私立保育所の運営に係る費用に関する通知について

- 私立保育所への委託費については、公定価格の改定にあわせて、「私立保育所の運営に要する費用について」（内閣府・厚生労働省連名通知）により内訳を示すとともに、予算積算上の職種ごとの給与格付けやそれに基づいて算出した年額人件費を参考として示している。
- 事業費や管理費は全国一律である一方、人件費では地域手当が地域区分ごとに異なることを踏まえ、令和3年度から、職種ごとの年額人件費について、これまでの全国平均額に加えて、地域区分ごとの金額についても示している。

【令和4年度の地域区分別人件費（案）】

職 種	人件費（年額）										全国平均
	20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域			
所 長	5 5 1 万円	5 3 2 万円	5 2 8 万円	5 1 4 万円	5 0 5 万円	4 8 6 万円	4 7 2 万円	4 5 8 万円	4 9 1 万円		
主任保育士	5 1 7 万円	5 0 0 万円	4 9 6 万円	4 8 3 万円	4 7 4 万円	4 5 7 万円	4 4 6 万円	4 3 2 万円	4 6 2 万円		
保 育 士	4 3 8 万円	4 2 4 万円	4 2 0 万円	4 0 9 万円	4 0 2 万円	3 8 7 万円	3 7 7 万円	3 6 6 万円	3 9 1 万円		
調 理 員 等	3 6 3 万円	3 5 1 万円	3 4 8 万円	3 3 9 万円	3 3 3 万円	3 2 1 万円	3 1 2 万円	3 0 3 万円	3 2 4 万円		

※「人件費（年額）」は、賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額（処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱは含まない。）

※「全国平均」は、加重平均により算出した地域手当の全国平均値を用いて算出した額である。

- この年額人件費については、積算上の金額であることから、以下の点にご留意頂きたい。
 - ・職員の人数や経験年数、賃金体系等は保育所ごとに異なり、通知で示す予算積算上の人件費と実際に支払われる人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないこと。
- ※ 例えば、委託費で算定されている職員数（配置基準）を超えて職員を雇用している保育所では、その職員数に応じた職員1人当たりの給与水準となることも考えられる。
- ・通知で示す1人当たりの予算積算上の人件費を理由に給与水準を低下させることは不適切であること。

処遇改善等加算Ⅱの賃金改善対象者に係る研修修了要件について

		保育所等	幼稚園	認定こども園
研修要件	副主任保育士、中核リーダー、専門リーダー	4分野以上の研修の修了 ※副主任保育士についてはマネジメント分野の研修を含むことが必要	計60時間以上の研修の修了 ※中核リーダーは15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要	計60時間以上の研修の修了 ※中核リーダーは15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要
	職務分野別リーダー、若手リーダー	担当する1分野の研修の修了	計15時間以上の研修の修了 ※担当する職務分野に対応する研修を含むことが必要	計15時間以上の研修の修了 ※担当する職務分野に対応する研修を含むことが必要
研修内容等	研修実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県の指定を受けた機関※ ※市町村、指定保育士養成施設、保育に関する研修の実績のある非営利団体に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は市町村（教育委員会含む。） 幼稚園関係団体、認定こども園関係団体のうち都道府県が適当と認める者 大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、免許状更新講習開設者等 その他都道府県が適当と認める者 園内研修を実施する幼稚園・認定こども園 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は市町村（教育委員会含む。） 認定こども園関係団体、幼稚園関係団体、保育関係団体のうち都道府県が適当と認める者 大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、免許状更新講習開設者等 その他都道府県が適当と認める者 園内研修を実施する認定こども園・幼稚園
	対象となる研修内容	保育所等キャリアアップ研修として実施する以下の分野に係る研修 ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援、⑦マネジメント ※研修時間は各分野15時間以上	幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修
	研修修了状況の確認方法	加算認定自治体 ^(注) において、保育士等キャリアアップ研修の修了証により研修の修了状況を確認	加算認定自治体 ^(注) において、各施設が作成する研修受講履歴等により研修の内容及び修了状況を確認	加算認定自治体 ^(注) において、各施設が作成する研修受講履歴等により研修の内容及び修了状況を確認

(注) 都道府県、指定都市、中核市及び都道府県との協議により処遇改善等加算に係る事務を行う市町村

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善対象者の研修受講状況（令和2年度末時点）

＜副主任保育士・中核リーダー等＞

	研修要件を満たしている	研修が1分野（15時間未満）不足している	研修が2分野（15時間以上30時間未満）不足している	研修が3分野（30時間以上45時間未満）不足している	研修の4分野（45時間以上）不足している	合計
保育所等	1,932人 (27.5%)	1,257人 (17.9%)	1,254人 (17.9%)	1,231人 (17.5%)	1,342人 (19.1%)	7,016人 (100.0%)
幼稚園	133人 (16.2%)	181人 (22.1%)	101人 (12.3%)	130人 (15.9%)	275人 (33.5%)	820人 (100.0%)
認定こども園	1,515人 (23.9%)	791人 (12.5%)	1,156人 (18.2%)	1,125人 (17.7%)	1,758人 (27.7%)	6,345人 (100.0%)

(参考) 副主任保育士、中核リーダー等の研修要件

- ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修のうちの4分野（保育実践研修を除き、副主任保育士についてはマネジメント研修を含むことが必要。）の修了
- ・幼稚園・認定こども園：幼児教育等の質の向上に資する研修（合計60時間以上。中核リーダーについては15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要。）の修了

＜職務分野別リーダー・若手リーダー＞

	研修要件を満たしている	研修要件を満たしていない	合計
保育所等	2,533人 (47.0%)	2,861人 (53.0%)	5,394人 (100.0%)
幼稚園	134人 (30.7%)	302人 (69.3%)	436人 (100.0%)
認定こども園	1,802人 (38.2%)	2,916人 (61.8%)	4,718人 (100.0%)

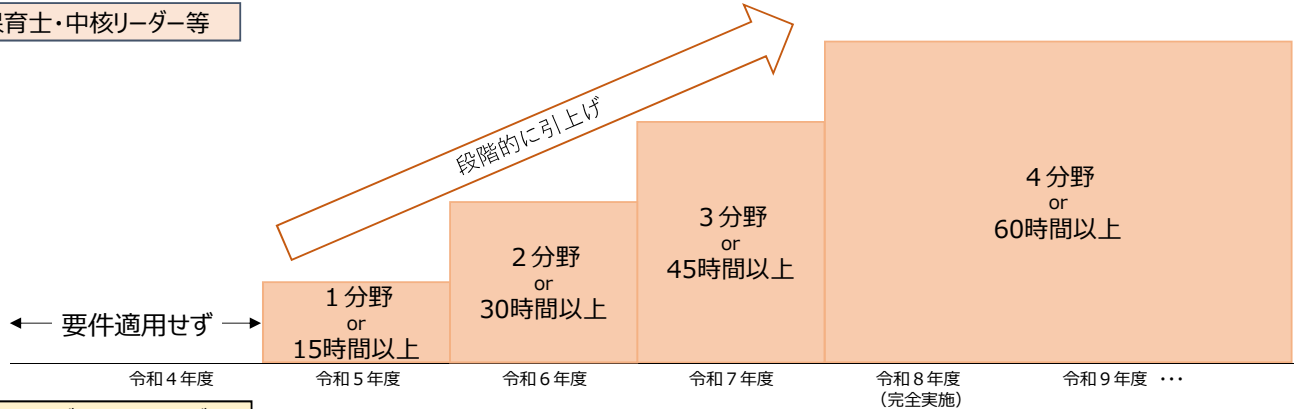
(参考) 職務分野別リーダー等、若手リーダー等の研修要件

- ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修（専門分野別研修）のうち担当する1分野の修了
- ・幼稚園・認定こども園：幼児教育等の質の向上に資する研修（合計15時間以上。担当する分野の研修を含むことが必要。）の修了

1. 研修修了要件の取扱い

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わない。
- 研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする。
- 副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、令和6年度以降、毎年度1分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

副主任保育士・中核リーダー等



職務分野別リーダー・若手リーダー



※副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、副主任保育士等に係る加算額を配分して賃金の改善を行う職務分野別リーダー等についても、令和6年度以降は、1分野（15時間）以上の研修修了が必要

2. 研修実施主体としての認定に関する事務の一本化（幼稚園・認定こども園）

- 幼稚園又は認定こども園に係る研修の実施主体としての認定に関する事務については、加算認定自治体^(注)が行っているが、研修実施主体としての認定を行っていない加算認定自治体^(注)が令和2年度末時点で、6割を超えているなど、研修機会の提供に係る体制整備が進んでいない状況にある。

(注) 都道府県、指定都市、中核市及び都道府県との協議により処遇改善等加算に係る事務を行う市町村（特定市町村）

- 同一都道府県内に所在する市町村ごとに認定状況が異なることがないようにするとともに、関係団体による申請手続の簡素化を図ることで研修実施体制を早急に整備する等の観点から、令和4年度より、研修の実施主体としての認定に関する事務について都道府県に一本化して実施する。

改正前（令和3年度まで）

	研修実施主体の認定事務	認定の効力
①	都道府県以外の加算認定自治体（指定都市、中核市、特定市町村）	認定した市町村に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定
②	都道府県	指定都市、中核市、特定市町村以外の市町村に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定

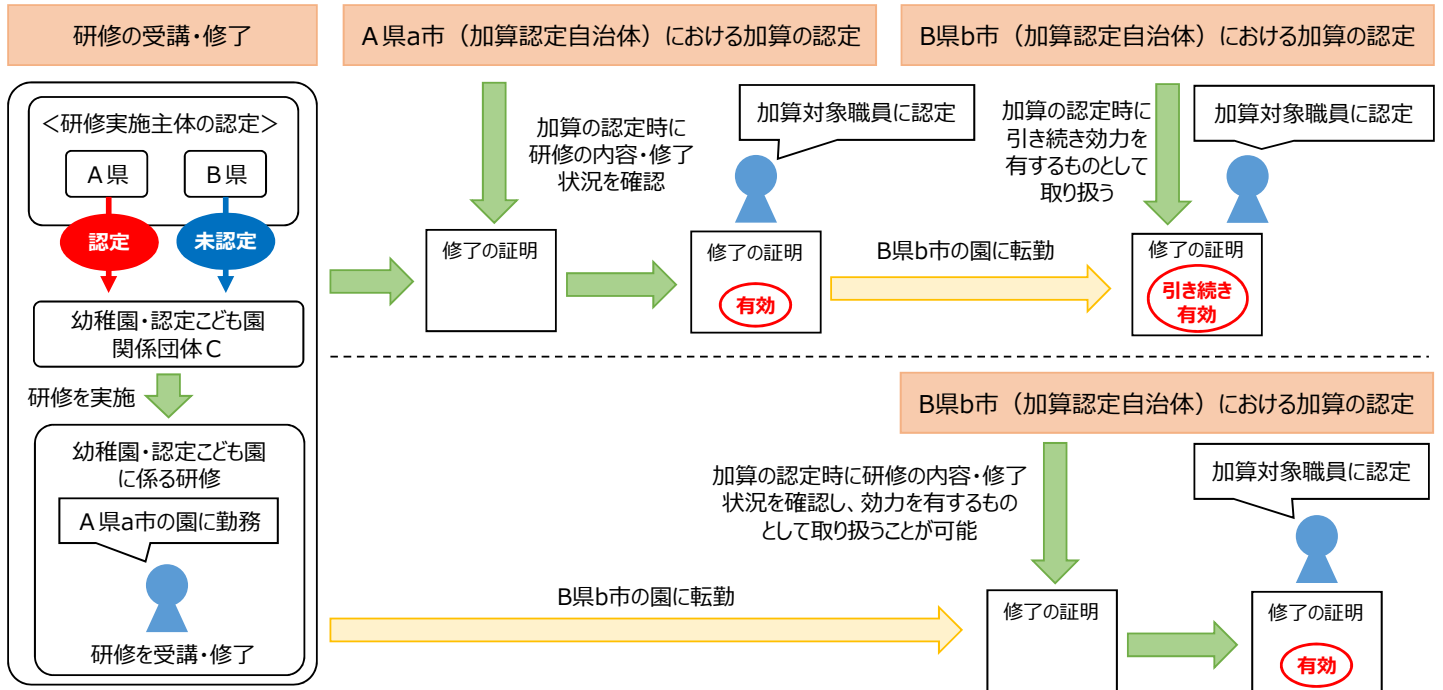


改正後（令和4年度以降）

	研修実施主体の認定事務	認定の効力
	都道府県に一本化	<p>都道府県内に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定</p> <p>※令和3年度までに都道府県以外の加算認定自治体に研修実施主体として認定された主体（改正前①）が、都道府県から認定されていない場合は、当該認定は、引き続き改正前①の扱いとする（同一都道府県内に所在する市町村ごとに研修実施主体の認定状況が異なることがないようにする観点から、都道府県は、改正前①の扱いとなる主体に対して研修実施主体としての認定の申請を促す等の対応を取ることが望ましい）</p> <p>※令和3年度までに都道府県が認定した主体（改正前②）の場合、改めての認定は不要</p>

3. 研修修了の証明の取扱いについての明確化（幼稚園・認定こども園）

- 加算認定自治体により加算に係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、他の加算認定自治体においても引き続き効力を有するものとして取り扱う。
- 加算に係る研修を修了していることの確認を受けていない研修修了の証明が、当該証明を発行した者を研修実施主体として認めていない都道府県又は当該都道府県の管内の加算認定自治体に提出された場合についても、加算に係る研修を修了したことを加算認定自治体において確認することにより、効力を有するものとして取り扱うことが可能。



新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等の取扱いについて

- 公定価格では、新型コロナウイルス感染症に対応するために臨時休園や登園自粛を行う保育所等について、利用児童が登園していない、職員が休んでいるなどの状況に関わらず、保育所等における教育・保育の体制が維持されるよう、各種の加算や減算も含めて通常どおりの支給を行い、保育所等の収入を保証することとしている。
- 一方で、保育士等の賃金が減額されている事例があるとの報道等がなされたことを踏まえ、臨時休園や登園自粛を行う際に求められる人件費の取扱い等について「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」（令和2年6月17日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省課長連名通知）により示している。

<臨時休園等に伴う人件費の取扱い>

- ・労働基準法に基づき休業手当として平均賃金の6割を支払うことに止まるものではなく、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められること

※公定価格以外の収入において減収がある場合であっても、人件費積立金や雇用調整助成金等の活用などを通じて、できる限り通常どおりの賃金を支払うことが望ましい。これらを活用できない場合など、なお減収による不足分がある場合でも、不足額を勘案して必要最小限の減額とすることが求められるとともに、公定価格に基づく人件費支出については通常時と同水準の支出が維持されていることなど、減額幅の考え方について監査等の際に説明できることが求められる。

- ・常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは適切ではないこと

- 上記の取扱いが遵守されているかについては、子ども・子育て支援法に基づく確認指導監査及び児童福祉法にも基づく施設監査の対象となるものであり、都道府県及び市町村におかれれば、施設及び事業者に対する指導及び監査について引き続き徹底をお願いする。

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる。

概要

(1) 子ども・子育て支援法の一部改正

① 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。【子ども・子育て支援法第61条第3項関係】

② 施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ

都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等（保育所等運営費）の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子ども（0～2歳）に係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることができる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。【子ども・子育て支援法第66条の3第1項関係】

③ 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

政府は、令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。【子ども・子育て支援法附則に条を新設】

(2) 児童手当法の一部改正

特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額*以上の者を支給対象外とすることとする（令和4年10月支給分から適用）。【児童手当法附則第2条関係】

*児童手当法施行令に、子ども2人+年収103万円以内の配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定予定。

*併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正予定）。

※ 検討規定【改正法附則に規定】

政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

令和4年4月1日（ただし、(1)の③は、令和3年10月1日、(2)は令和4年6月1日）

今般公布・発出した政令・府令・通知等

- ・ 児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第243号）
- ・ 児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第60号）
- ・ 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律等の施行について（令和3年9月1日付け府子本第882号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）（「施行通知」）
- ・ 「市町村における児童手当関係事務処理について」の一部改正について（令和3年9月1日付け府子本第884号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）
- ・ 児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う現況届の一律の届出義務の廃止等に関する事務取扱いについて（別添「児童手当現況届の届出義務廃止（現況届の省略）・所得上限額の創設に伴う事務手続マニュアル」）（令和3年9月1日付け府子本第888号内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長通知）（「事務取扱通知」・「事務手続マニュアル」）
- ・ 令和4年6月以降の被用者区分の確認について（令和3年9月1日付け府子本第889号内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長通知）
- ・ 市町村児童手当事務処理規則例について（令和3年9月1日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）
- ・ 児童手当Q&A集（令和3年9月1日版）

2. 特例給付の対象者に係る所得上限の創設について

- 令和4年10月支給分（令和4年6月分）より適用。
- 所得上限の基準額一覧は次ページのとおり。（児童手当法施行令第7条）
- 支給判定に当たって用いる所得の範囲、その計算方法、前年又は前々年の所得を用いるかの区分については、児童手当（本則給付）と同様。（児童手当法施行令第8条、施行通知第2の2）
- 所得上限額を超え、特例給付の対象外となった受給者は、児童手当等の受給資格を喪失することとなり、翌年所得上限額未滿となった場合には、児童手当等を受給するためには、新たな認定請求を市町村に申請する必要あり。（施行通知第2の1、事務取扱通知の7、事務手続マニュアルⅡの1（4）・Ⅲの3等）

特例給付の支給対象外となる主たる生計維持者の所得・収入基準について

- 特例給付の支給対象外となる基準について、子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、主たる生計維持者の年収を1,200万円とする。

その場合における、政令で定める所得額の基準と、それに対応する給与収入額の目安は下記表のとおり。所得額に扶養親族等1人当たり所得税法上の扶養控除相当の38万円を所得額・収入額目安に原則加減算したもの。

（単位：万円）

扶養親族等の数 （カッコ内は例）	所得額	収入額目安
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	858	1071
1人（児童1人の場合等）	896	1124
2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	934	1162
3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	972	1200
4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	1010	1238
5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。
 扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となる。
 収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額である（実際の適用は政令で定める所得額で行い、収入額は用いない）。

- 児童手当(本則給付)が支給されないこととなる所得額(特例給付の対象となる基準)。
(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、収入額目安は960万円)

(単位:万円)

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額	収入額目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。
扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となる。
収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額である(実際の適用は政令で定める所得額で行い、収入額は用いない)。

児童手当(特例給付)の制度見直しに対する支援【令和4年度分】

令和4年度予算案 69億円

1. 事業概要

令和3年度通常国会において成立した子ども・子育て支援法等の一部改正法案に基づく、児童手当(特例給付)の制度見直し(※)に対応するため、令和3年度より、各自治体のシステムの改修等に要する経費を支援しているが、新型コロナウイルスの対応等のため、自治体における事務が当初の見込みより遅延しており、令和4年度に制度改正の対応が後ろ倒しになることを鑑みて、円滑な制度施行のために、令和4年度においても、引き続き、自治体における事務費の支援を行う。

※主な改正内容等

- 児童手当(特例給付)について、年収1,200万円以上の者への給付を廃止
- 毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務を原則廃止

2. 実施主体・補助率等

【補助対象】 都道府県、市町村(特別区を含む)

【補助割合】 定額(国10/10相当)

【補助単価(案)】 小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう設定。

- 令和4年分から一律の提出義務を見直し、公簿等で現況届で届け出られるべき内容を確認することができる場合は、原則不要。（児童手当法施行規則第4条第3項）
- 引き続き現況届の提出が必要な受給者は次ページのとおり。（施行通知第2の4、事務取扱通知の2、事務手続マニュアルⅡの3等）
- 現況届の見直しに伴い、変更届の提出を新たに要する対象者と届出事項は次々ページのとおり。（事務取扱通知の4、事務手続マニュアルⅡの4等）
- 3歳未満の児童の受給者については、認定請求時等に被用者・被用者等でない者の別を届出することに加え変更届の提出を求める一方、3歳以上の児童のみの受給者については被用者・被用者等でない者の別の変更届の提出及び現況届出時の確認は不要として差し支えない。（施行通知第2の4、事務取扱通知の6、事務手続マニュアルⅡの7（2）・Ⅲ等）

現況状況を公簿等で確認できず引き続き現況届が必要な受給者と提出書類一覧

現況状況を公簿等により確認できない受給者で現況届の提出を必要とする者	現況届の提出の要否	継続申立書の要否 (原則添付資料不要)	関連条文等
住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人	○	○	児童手当法施行規則第1条の4第2項第4号
児童手当法第4条第4項の支給要件に該当する者（いわゆる同居父母）のうち6月1日現在で配偶者と離婚協議中である一般受給者	○	○	児童手当法施行規則第1条の4第2項第7号
住民票上の住所地以外の市町村で受給しているDV避難者	○	○	児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について（平成24年3月31日付け雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
児童手当等に係る戸籍及び住民票に記載のない児童（いわゆる無戸籍児童）に係る一般受給者	○	○ ※添付資料要 児童を監護していることがわかる資料	戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて（平成19年3月22日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課事務連絡）
施設等受給者	○	×	児童手当法施行規則第1条の4第4項第1号
市町村等で現況届等の提出が必要と判断された者	○	市町村等で提出を必要とした資料	—

変更届の提出を新たに要する対象者と届出事項

変更届の提出を新たに要する者	変更（届出）事項
<p>児童手当法施行規則第5条第1項第3号及び第4号並びに第6条第4項の「配偶者」が、一般受給者に児童手当等を支給している市町村以外に住所を持つ者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所 ・ 婚姻関係（離婚含む。）
<p>児童手当法施行規則第5条第1項第4号後段の「配偶者」と離婚協議中であり、同居している父母として認定されていたもので、その後離婚が成立したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚成立日
<p>児童手当法施行規則第6条の2第1項に該当する者であり、認定請求時又は現況確認時（各年6月1日）から被用者又は被用者等でない者の別（加入年金の種別を含む。）が変更になったもの（被用者として別の会社に転職した者は含まれない。）※額改定請求時に届け出ている場合は不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被用者又は被用者等でない者の別（加入年金の種別を含む。）が変更になった日及び変更内容

○海外からの帰国者の所得の認定（事務手続マニュアルⅡの1（5）、児童手当Q&A集 問2-12）

海外からの帰国者が認定申請をした場合、所得要件についての所得がないものとして差し支えないが、国外における所得が明らかに所得上限額を超えていると申請者から申立てがあった場合には、当該所得を証する書類等を提出させた上で、認定を却下することも可能。

○支給区分に変更のない一時的な所得逆転による受給者変更の不要（事務手続マニュアルⅡの1（6）、児童手当Q&A集 問2-1・2-8）

夫婦間において一時的な所得の逆転があり、ある年の高収入者が変わった場合であっても、本則給付又は特例給付の支給区分に変更が生じず、対象者がともに同一市町村に在住している場合には、当該受給者や市町村の実務負担を踏まえ、受給者変更について行わないこととして差し支えない。

○振込先口座の柔軟化（事務手続マニュアルⅢの1（3）、児童手当Q&A集 問1-55）

原則、受給者名義の口座に支払うこととしているところ、市町村による円滑な支給事務の執行を妨げない範囲で、例外的に、受給者からの変更届の提出に基づき、受給者につき振込口座は一口座までとし、

- ①受給者口座のある金融機関が生活圏内にない、
- ②受給者口座が開設できない、
- ③受給者の疾病・障害等により受給者が金融機関に立ち寄れない

など、相当な理由がある場合には、市町村の判断により受給者名義ではない口座への支払いも差し支えない。

○同居父母に係る離婚の意思の確認（事務手続マニュアルⅢの4（3）、児童手当Q&A集 問6-5）

申請者から配偶者に離婚の意思が伝わっていることの確認については、資料の提出がなくとも、市町村が配偶者に口頭確認したこともって足りる。

その他の制度見直しについて②

○DV避難者への給付元市町村の統一（事務手続マニュアルⅢの6（1）、児童手当Q&A 問13-3）

住所地の市町村において認定を受けていた受給資格者が、配偶者からの暴力により住民基本台帳上に住所地を置いたまま他市町村へ避難し、児童手当等の認定請求をした場合は、受給者の負担軽減や加害者への情報漏洩防止の観点から、すでに受給対象となっている児童の分を含め、避難先の市町村が支給する。なお、受給者が希望した場合、引き続き住所地の市町村から支給することもできる。

○外国人の出国に伴う過払いの防止等（事務手続マニュアルⅢの7、児童手当Q&A 問7-8）

現況届の省略に伴い、適宜、在留外国人受給者のうち、前年度から著しく所得が減少した者等、国外に居住している蓋然性が高い者について、

- ・受給者への郵便物が返戻となる場合、居住実態を確認する
- ・児童手当支給対象児童の就学状況や保育所や幼稚園・認定こども園等の在園状況の確認を行い、児童の国内居住実態を確認する

など、適宜関係部署と連携協力して過払い防止に努める。

○公務員への二重支給防止等（事務手続マニュアルⅢの8、児童手当Q&A 問12-9）

現況届の省略に伴い、適宜、

- ・公務員の退職者に、在住市町村へ新たに児童手当の認定請求を行うことを必ず周知する
- ・公務員として就職した者に、就職により所属庁から児童手当の支給を開始することを、所属庁から市区町村へ情報提供する等を可能な限り行う

などにより、特に公務員に対する二重支給防止に努める。

事務連絡
令和3年9月17日

都道府県民生主管部（局）
児童手当主管課（部）御中

内閣府子ども・子育て本部
児童手当管理室

公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理に係る留意事項について

児童手当に係る事務につきまして、常日頃より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。本年度も下半期を迎えるに当たって、今後職員の異動等が行われることとされますので、公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理について、特に御留意いただきたい事項を、下記のとおり改めて周知いたします。

各都道府県担当者におかれては、下記の内容について御了知の上、職員管理・福利厚生部局等の、所属職員への児童手当支給事務を担当する部（局）に周知いただくとともに、貴管内市区町村に周知していただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、所属職員の児童手当の支給・認定等に係る事務を担当している者へ必ず周知されるよう御配慮願います。（例えば、各職員の支給・認定等の実務を都道府県職員管理・福利厚生部局ではなく、各部局等で行っている場合は、職員管理・福利厚生部局担当者から各部局の担当者にも必ず周知してください。）

また、同日付で本事務連絡と同様の内容を都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会に対して連絡していることを申し添えます。

記

1. 児童手当の受給者である職員が退職又は所属庁を異にして異動する場合

公務員である児童手当の受給者が退職する場合や、異動により所属庁（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条又は第2条に規定する職員にあっては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者を指す。以下同じ。）が変わる場合、改めて新たな勤務先において児童手当の認定申請を行う必要があります。特に、職員が退職・出向等により公務員でなくなる^{*1}場合、申請先は所属庁から当該職員の住所地の市区町村となりますが、市区町村では当該職員が退職等により公務員でなくなったことを把握する機会がないため、児童手当の申請や届出に係る周知を行う機会がなく、申請漏れ等が発生する恐れがあります。^{*2}

各地方公共団体におかれましては、既に当該職員に対する申請や届出に係る周知

に取り組んでいただいていることと思いますが、児童手当受給者が退職等により公務員でなくなる場合や、異動により所属庁が変更となる場合は、異動前の所属庁において、異動日（退職日）の翌日から起算して15日以内に異動先の所属庁や住所地の市区町村へ申請する必要がある旨を、別添の退職等される受給者へお渡しする文書例を活用するなどにより、受給者に対して確実に周知いただきますよう、改めてお願いいたします。

また、支給事由消滅通知書についても、異動日（退職日）以降（当日含む）に遺漏なく発出いただきますようお願いいたします。

※1 民間企業に勤務する場合のほか、独立行政法人（特定独立行政法人を含む）や国立大学法人等、子ども・子育て拠出金の納付義務を負う団体の職員になる場合も含みます。

※2 児童手当は、原則として、申請した月の翌月分から支給されるため、申請が遅れると、その期間分は不支給となります。

2. 住所地の市区町村から児童手当を受給している者を公務員として採用する場合
住所地の市区町村から児童手当を受給していた者が新たに公務員となる場合、新たに勤務する所属庁で申請を行い、児童手当を受給することとなります。一方、当該受給者から住所地の市区町村に対して受給事由消滅届が提出されない場合、住所地の市区町村では当該受給者が公務員となったことを把握できないため、住所地の市区町村及び所属庁からの二重支給が発生し、住所地の市区町村から当該受給者に対して返還請求がなされる可能性があります。

つきましては、所属庁から新たに公務員として採用した方に対して児童手当の申請を促していただき、その上で、当該職員がそれまで住所地の市区町村から児童手当を受給していた場合には、認定後速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定したことについて、所属庁から市区町村へ連絡していただくよう努めてください^{*3}。

なお、住所地の市区町村における受給状況の把握に当たっては、職員への聞き取りや、認定請求書に当該市区町村における受給の有無や受給事由消滅届の提出状況に係る項目を追加することなどが考えられます（別紙参照）。

※3 特に、令和4年6月以降は、現況届の提出を省略することができるようになることから、市区町村が二重支給を長期にわたり把握できず、多額の返還が必要となる可能性があるため、対応に遺漏のないようお願いいたします。

3. 臨時的任用職員を任用する場合

臨時的任用職員については、「常時勤務を要する職員」として位置づけられ、任用の日から地方公務員共済制度が適用されることから、児童手当においても、児童手当法第17条第1項の表の上欄に掲げる「常時勤務することを要する地方公務員」に該当するものとして取り扱うこととしています。

つきましては、当該職員についても上記の1及び2により対応が必要となりま

すので、御留意願います。

4. 会計年度任用職員等の非常勤職員で、採用されてから一定期間経った後に共済組合に加入する場合

常時勤務を要しない公務員であっても、一定の条件を満たした場合には、共済組合に加入することになります。当該職員が児童手当の受給資格者である場合は、採用された時点では住所地の市区町村から児童手当を受給しますが、共済組合に加入すると支給元は所属庁となるため、その時点で所属庁に対して改めて申請する必要があります。

つきましては、所属庁から新たに共済組合に加入する職員に対して児童手当の申請を促していただき、その上で当該職員がそれまで住所地の市区町村から児童手当を受給していた場合には、2と同様に、認定後速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定したことについて、所属庁から市区町村へ連絡していただくよう努めてください。

以上

(照会先)

内閣府子ども・子育て本部

児童手当管理室指導第一係

TEL：03-5253-2111（内線 38483）

FAX：03-3501-6501

児童手当についての重要なお知らせ

公務員を退職する方へ

公務員の方が退職・出向等により公務員でなくなる場合には、住所地の市区町村に新たに児童手当の支給申請を行う必要があります。

公務員である児童手当受給者が退職・出向等により公務員でなくなる場合には、退職日（異動日）の翌日から起算して15日以内に住所地の市区町村へ児童手当の支給申請を行う必要があります。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の児童手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

※ 民間企業に勤務する場合のほか、独立行政法人（特定地方独立行政法人や、統計センター、国立公文書館等の行政執行法人を含む）、国立大学法人等の、子ども・子育て拠出金の納付義務を負う団体の職員になる場合も含まれます。

(表面)

児童手当・特例給付 認定請求書（公務員用）

										提出年月日 令和 . . .		※受付確認年月日 令和 . . .																							
①(ふりがな) 氏名										②性別 男・女		③生年月日 明治・大正 昭和・平成		④配偶者の有無 有・無																					
⑤住所 〒 <small>上欄と異なる場合に記入してください</small>										⑦支払希望 金額期間		銀行口座 金融機関 口座番号 支店コード (3ケタ) 支店名		⑧個人番号 口座番号 口座名義																					
⑧(ふりがな) 氏名										⑨住所 (⑤と異なる場合) <small>1月1日現在の住所(1～5月分は前年、6～12月分は本年)</small>		⑩職業 ア. 被用者 イ. 公務員 (勤務先:) ウ. 被用者でない者		⑪個人番号																					
⑫児童										氏名 及 個人番号		生年月日		同居・別居 の別		海外留学をしている 場合の出国年月		住所		監護の有無		生計関係		※児童との関係で、 該当する場合に○印		※3歳未満の児童○印		※3歳以上小学校修了前 の児童○印		※小学校修了後中学校修 了前の児童○印					
⑬請求者の扶養親族等及び 児童の数										人 うち70歳以上の同一生計配偶者及び 老人扶養親族の合計数		⑭住所地の市町村における 受給の有無		有・無		住所地の市町村名		認定・却下 年月日		支給開始年月		区分		手当月額											
⑮所得の状況 (請求者) (配偶者)										令和 . . . 年分所得額 円		⑯受給事由消滅の提出の有無 (⑮がある場合)		提出済・未提出		令和 . . . 年分所得額 円		令和 . . . 年分所得額 円		令和 . . . 年分所得額 円		令和 . . . 年分所得額 円		令和 . . . 年分所得額 円		令和 . . . 年分所得額 円		令和 . . . 年分所得額 円		令和 . . . 年分所得額 円		令和 . . . 年分所得額 円			
※ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。										令和 . . . 年分所得額の合計額 円		控除後の所得額 円		控除後の所得額 円		控除後の所得額 円		控除後の所得額 円		控除後の所得額 円		控除後の所得額 円		控除後の所得額 円		控除後の所得額 円		控除後の所得額 円		控除後の所得額 円		控除後の所得額 円		控除後の所得額 円	

(裏面)

注意

- ⑤の欄は、住民票上の住所を記入してください。
また、請求者が、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- ⑥、⑧、⑩及び⑪の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- ⑫の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- ⑬の欄は、請求者が養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる全ての子について、記入してください。
- 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- ⑭の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「継続」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- ⑮の欄は、請求者及び配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。以下同様です。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額(所得税法に規定する給与所得又は雑所得(公的年金等に係るものに限ります。))を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額(当該金額が等を下回る場合は、零とします。)と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- ⑯の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
- ⑰の欄は、この請求書を提出する時点における、住所地の市町村からの児童手当又は特例給付の受給の有無及び市町村名を記入してください。
- ⑱の欄は、⑮の欄が「有」の場合に、当該市町村への受給事由消滅の届出の有無を記入してください。
- この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 請求者及びその児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その者が世帯主である場合にはその旨、その者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者及び配偶者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
ケ 「8」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類

備考

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 受給資格者に通知することにより、注意事項を省略することができる。

事務連絡
令和3年2月26日

都道府県民生主管部（局）
児童手当主管課（部）御中

内閣府子ども・子育て本部
児童手当管理室

児童手当における同居優先事例及びDV事例に係る事務処理について（再周知）

児童手当に係る事務につきまして、常日頃より御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

配偶者と別居し児童と同居して生活する申請者や配偶者からのDV被害を申し立てる申請者における児童手当の認定基準について、各種問い合わせや疑義が寄せられているところ
です。

別添「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日雇児発第0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（平成24年3月31日雇児発第0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「児童虐待・DV通知」という。）について、各都道府県におかれましては、管内市区町村に周知をお願いいたします。

各市区町村におかれましては、引き続き通知に基づいた適正な事務処理に取り組んでいただくようお願いいたします。

また児童虐待・DV通知の中で、各市区町村における職権による現受給者の受給資格消滅処理の根拠となる事由として、申請者と児童が母子生活支援施設に入所している場合を例示しているところですが、この事例に限らず、当該通知の趣旨を踏まえ、明らかに現受給者である配偶者が児童を監護せず、または配偶者と申請者及び児童との生計が同一ではないと判断することができる事例についても、職権による受給資格消滅処理が出来る旨を改めて周知
いたします。

※ 職権による受給資格消滅処理が出来ると考えられる事例（一例）

- ・ 婦人保護施設等に母子ともに入所している場合
- ・ 配偶者に対して児童への接近禁止命令が発令されている場合 等

各市区町村におかれては、関係機関と連携の上、受給資格を有すると考えられる者に対して、当該通知に基づく手続の周知に努めていただくとともに、配偶者と申請者及び児童の状況を確認した上で、適宜都道府県及び市区町村で連携を取って事務処理を行っていただくよう
お願いいたします。

(添付資料)

- (1) 「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」(平成 24 年 3 月 31 日雇児発第 0331 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- (2) 「児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について」(平成 24 年 3 月 31 日雇児発第 0331 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- (3) 「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成 27 年 12 月 18 日府子本第 430 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知) 第 22 条第 1 項 (一部について抜粋)

(照会先)

内閣府子ども・子育て本部
児童手当管理室指導第一係
TEL : 03-5253-2111 (内線 38483)
FAX : 03-3501-6501

企業主導型保育施設に対する指導・監査等の概要

目的

- 企業主導型保育事業では、保育の質や事業の継続性・安定性の確保等を図るため、①立入調査（保育面を中心とした全般的な指導・監査）、②専門的財務監査、③専門的労務監査を実施する。
- 保育の質の向上等を図るため、指導・監査とは別に④巡回指導を実施し、施設における保育内容等に関する助言・指導を行う。
- 上記以外に、保育内容に課題がある施設等に対する午睡時抜き打ち調査、運営に問題が発生した場合等の特別立入調査を実施している。
- 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、立入調査等は令和2年度から遠隔調査への切替えを行いながら実施している。

	①立入調査（保育面を中心とした全般的な指導・監査）	②専門的財務監査	③専門的労務監査	④巡回指導
目的	企業主導型保育事業指導・監査等基準に基づき、計画的かつ継続的な立入調査を行い、利用児童の安全確保及び適正な施設運営を図る。	財務監査基準に基づき、財務面の監査に特化した指導監査を行い、助成金の不正使用や不適切な会計処理などが行われていないかを確認し、施設における助成金使用の透明性を図る。	労務監査基準に基づき、職員の労務環境や処遇改善に関して重点的に確認することにより、保育施設で働く職員の働きやすい職場環境の醸成を促し、保育の質の向上を図る。	児童の安全等を確保する観点から、施設における保育内容等に関する助言・指導を行い保育の質の向上を図る。
実施者 ※委託先は令和2年度・3年度	○児童育成協会 ○委託事業者 (アデコ株式会社、パーソルワークデザイン株式会社・パーソルマーケティング株式会社)	○委託事業者 (EY新日本有限責任監査法人、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ)	○委託事業者 (全国社会保険労務士会連合会)	○児童育成協会 ○各地域の保育士、保育有識者等に委託等を行って実施
実施対象 ・頻度	全施設に対して年1回実施	令和5年度末までに、1,500～2,000施設に実施。令和6年度以降については、毎年度の監査状況や監査実績を踏まえて検討。	令和5年度末までに、1,500～2,000施設に実施。令和6年度以降については、毎年度の監査状況や監査実績を踏まえて検討。	必要に応じて実施
主な調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施者 ・利用者負担額等 ・開所時間・閉所時間 ・設備基準等 ・保育所運営に係る一般的事項 ・児童に係る関係書類 ・職員に係る関係書類 ・給食・衛生環境等 	<ul style="list-style-type: none"> ・経理区分 ・会計一般（会計責任者の任命／予算／帳簿の整備／契約等） ・収入（助成金収入／その他の収入／寄付金収入） ・支出（整備費／運営費／親族、役員や関係会社との取引／本社会費／積立資産） ・決算 	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理関連規定 ・労務管理体制 ・帳簿等の調製・保管 ・労働保険・社会保険 ・その他（同一労働同一賃金／高年齢者雇用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の状況 ・健康安全の状況 ・食事の状況 ・保護者等との連携等の状況 ・虐待防止 ・保育実践
実施状況 上段：実施数 下段：計画数 ※令和2年度実績	3,728施設 (3,777施設) *差分49施設は休園等の施設 *実地調査 2,233施設 遠隔調査 1,495施設	24社：67施設 (約40施設) *モデル監査として実施（実地調査）	27施設 (約100施設) *新型コロナウイルス感染症の影響により、27施設への実施（実地監査）	143施設 (約150施設) *実地調査 24施設 遠隔調査 119施設

企業主導型保育事業 令和3年度新規募集結果

令和4年2月現在

申請数

578件：12,871人（整備費申請件数 251件（6,307人）、運営費申請件数 327件（6,564人））

形式的審査・一次審査 [7月～8月中旬]

【審査内容】

- ・必要書類の提出有無、申請内容が基本的な要件等を満たすかを確認
- ・財務適格性、社会保険料・税金の納付実績、保育事業実績を確認

■ 取下げ・不採択 165施設

二次審査（審査委員会） [8月中旬～12月初旬]

【審査内容】 定量的評価、定性的評価、ヒアリング、現地調査の実施

■ 審査対象 413施設

■ 採択 108施設（定員：2,348人）

■ 取下げ・不採択 305施設

【令和3年度末の定員見込】 4,556施設（定員：107,991人）
※令和2年度新規募集結果を受けた定員数 4,448施設（定員：105,643人）

※子育て安心プラン等における受け皿目標11万人を概ね達成することから、令和4年度は新規募集を実施しない。
※既存施設における定員の調整（増員・減員）について意向調査を実施。調査結果を踏まえ、対応について今後検討を行う。